

第 3 6 号議案

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。